令和７年執行

東京都議会議員選挙

確認団体の手引

令和７年４月

東京都選挙管理委員会

本冊子は、令和７年６月２２日（日）に執行予定の東京都議会議員選挙において、確認団体になるための申請手続や、確認団体が行うことができる政治活動について記載したものです。

（法令略称）

法　……　公職選挙法
令　……　公職選挙法施行令
則　……　公職選挙法施行規則
程　……　東京都選挙執行規程

条文引用の際かっこ書は次の例による。
（法 201 の 8①Ⅴ　……　公職選挙法第 201 条の８　第１項第５号）

東京都選挙管理委員会事務局
〒　１６３－８００１
東京都新宿区西新宿２－８－１
東京都庁第１本庁舎北塔４０階
選挙課　０３－５０００－７２５９（直通）
０３－５３２１－１１１１（都庁代表）

目　　次

第１　選挙期間中における政治活動の規制 …… 1
政治活動の規制とは…… 1

第２　確認団体になる要件 …… 2
確認団体とは …… 2

第３　確認団体の申請手続 …… 3
必 要 書 類 …… 3
期間及び時間 …… 4
確認書等の交付 …… 4
自動車表示物の交付申請 …… 5
ポスター証紙の交付申請 …… 5
ビ ラ の 届 出 …… 6
機関紙誌の届出 …… 6
政談演説会の開催届出 …… 6

第４　確認団体ができる政治活動 …… 7
政治活動が行える期間 …… 7
政談演説会の開催 …… 7
街頭政談演説 …… 7
政治活動用自動車の使用 …… 8
拡声機の使用 …… 9
政治活動用ポスターの掲示 …… 9
立札・看板の類の掲示 …… 10
ビ ラ の 頒 布 …… 12
連 呼 行 為 …… 13
機関紙誌の発行 …… 13

第５　確認団体によるインターネットの使用…… 15
電子メールを利用した選挙運動用文書図画の頒布 …… 15
送信先の制限 …… 15
表 示 義 務 …… 15
記録保存義務 …… 16
選挙運動用有料インターネット広告の禁止等 …… 16

予算書の様式例 …… 17
都議会議員選挙における政治活動の概要（確認団体制度） …… 18
（参考）掲示又は頒布できる文書図画への必要記載事項 …… 19

届 出 用 紙 …… 21
政治団体確認申請書
〃 別紙
見本 政治団体確認書
政治活動用ビラ届出書
政治活動用自動車表示物交付申請書兼受領書
政治活動用ポスター証紙交付申請書（兼受領書）
〃 別紙
政治団体の機関紙誌届出書
見本 政談演説会開催届出書

第１　選挙期間中における政治活動の規制

政治活動の規制とは

東京都議会議員選挙（以下「都議選」という。）は、令和７年６月 22 日（日）に行われます。

この選挙では、選挙の行われる区域において、その選挙期日の告示の日から投票日当日までの間、政党その他の政治活動を行う団体（以下「政治団体」という。）は、次のような政治活動が禁止されます。

①　政談演説会及び街頭政談演説の開催

②　ポスターの掲示

③　立札及び看板の類の掲示（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所に掲示するものを除く。）

④　ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布

⑤　宣伝告知（政治団体の発行する新聞紙、雑誌の普及宣伝を含む。）のための自動車及び拡声機の使用

（掲示又は頒布する②③④については、政治団体のシンボル・マークを表示するものの掲示又は頒布を含む。）

⑥　連呼行為

⑦　掲示又は頒布する文書図画への候補者の氏名、氏名類推事項の記載（新聞、雑誌、インターネット等を除く。）

⑧　国、地方公共団体が所有し又は管理する建物（専ら職員の居住に供されているもの及び公営住宅を除く。）における文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）

しかし、一定の要件をそなえた政治団体が、所定の手続を経て、東京都選挙管理委員会（以下「都選管」という。）の確認を得た場合には、選挙期

日の告示日（６月 13 日）から投票日の前日（６月 21 日）までの間、上記禁止されている政治活動が、一定の限度内でできることとなります。

この政治活動を行うことができる政治団体を確認団体と称し、その要件、確認手続、活動の範囲等を以下に説明します。

第２　確認団体になる要件

確認団体とは

次の要件を満たす政治団体が、いわゆる確認団体として扱われます。

(1) 都議選において、３人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体であること。(法 201 の 8①ただし書)

所属候補者とは、候補者の立候補届出書に記載された所属党派名が、当該政党その他の政治団体と一致するものでなければなりません。

(2) 確認書の交付申請が必要です。(法 201 の 8②)

３人以上の所属候補者を有する政治団体は、次に述べる手続により、都選管に政治団体確認申請書を提出して確認を受け、確認書の交付を受けなければなりません。

第３　確認団体の申請手続

必要書類

次に掲げる書類を作成し、都選管に申請してください。

	申請書類及び添付書類	数量
1	政治団体確認申請書	１部
2	綱領、規約、役員名簿、最近の予算書 政治資金規正法第６条の規定による届出書の写し	各１部
3	委任状（代理人が申請する場合）	各１部

（注）

(1) 選挙の告示日現在、国会に議席を有している政党は、綱領、規約、役員名簿、最近の予算書の提出は必要ありません。

(2) 政治団体確認申請書（巻末別紙）の「政治団体」の欄には、必ず**当該政治団体の本部の名称**を記載してください。

(3) 綱領、規約、役員名簿は、特に様式としては定まっておりませんので、内容がわかるものであればかまいません。

(4) 予算書の様式は、別記様式（17 頁）を参照してください。

(5) 政治団体の代表者本人が申請する場合は本人確認書類、その代理人が申請する場合は委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出が必要となります。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置（代表者の印）がある場合はこの限りではありません。

期間及び時間

所属候補者の立候補届出の日（告示日）から投票日の前日までの間で、午前８時 30 分から午後５時まで（以下、時間についてはすべての申請・届出について同じ。）。

確認書等の交付

都選管では、提出された関係書類を審査の上、団体がすべての要件を具備し、かつ、申請書に記載の候補者が当該団体に所属していると認めた場合は、次のとおり確認書等を交付します。

	交　付　証　明　書	数量
1	確認書	１枚
2	政治活動用自動車表示物	１＋α枚(※1)
3	政治活動用ポスター証紙	１選挙区ごとに１００枚(※2)
4	政談演説会開催告知用証紙	１回につき５枚

※1 所属候補者が３人を超える場合は、その超える数が５人を増すごとに１枚ずつ追加（次表参照）

※2 同一選挙区に２人以上の所属候補者がいる場合は、１人を超える数ごとに５０枚を追加

【政治活動用自動車表示物交付枚数】

所属候補者数	交付枚数	所属候補者数	交付枚数
３人～７人	１枚	５３人～５７人	１１枚
８人～１２人	２枚	５８人～６２人	１２枚
１３人～１７人	３枚	６３人～６７人	１３枚
１８人～２２人	４枚	６８人～７２人	１４枚
２３人～２７人	５枚	７３人～７７人	１５枚
２８人～３２人	６枚	・	・
３３人～３７人	７枚	・	・
３８人～４２人	８枚	・	・
４３人～４７人	９枚	・	・
４８人～５２人	１０枚	・	・

自動車表示物の交付申請

所属候補者数が３人を超える政治団体については、その超える数が５人を増すごとにさらに１台ずつの自動車の使用が認められます。この場合は「政治活動用自動車表示物交付申請書兼受領書」（巻末別紙）によって、都選管に申請してください。

ポスター証紙の交付申請

政治活動のポスター証紙は、「政治活動用ポスター証紙交付申請書（兼受領書）」（巻末別紙）によって、都選管に申請してください。

この届出には、**ポスターの種類ごとに見本１枚（完成品に限る。）**を添付してください。（種類の制限はありません。）

証紙は、選挙区ごとに１００枚を交付します。ただし、同一選挙区に２

人以上の所属候補者がいる場合には、１人を超える数ごとに５０枚ずつ追加します。

ビラの届出

政治活動用ビラは、２種類以内とされ、これを頒布する前に「政治活動用ビラ届出書」（巻末別添）によって、都選管に届け出ることが必要です。

この届出には、**ビラの種類ごとに見本１枚（完成品に限る。）**を添付してください。

機関紙誌の届出

都議選に関する報道、評論を掲載する場合、機関紙誌を頒布する前に、「政治団体の機関紙誌届出書」（巻末別添）によって、都選管に届け出ることが必要です。

この届出には、**機関紙誌の最新号各１部（完成品に限る。）**を添付してください。

政談演説会の開催届出

政談演説会を開催する場合は、別に交付する「政談演説会開催届出書」によって、開催前に都選管に届け出ることが必要です。

この届出には、施設の使用許可書を提示していただきます。

開催届出があれば、政談演説会告知用立札・看板に表示するための「証紙」を、１回につき５枚交付します。

第４　確認団体ができる政治活動

政治活動が行える期間

確認団体となった政治団体は、告示日から投票日の前日までの間、次に述べる政治活動を行うことができます。

政談演説会の開催

政談演説会とは、確認団体がその政治活動として、政策の普及宣伝を目的として行う演説会をいい、次の範囲内で行うことができます。

(1) 開催回数

所属候補者数の４倍に相当する回数（法 201 の 8①Ｉ）

(2) 開催届出

届出は、都選管が交付する「政談演説会開催届出書」によって、開催前に都選管に提出してください（令 129 の 5②)。

(3) 演説の内容

ア　演説の内容は、政策の普及宣伝のほか、従たる範囲内で都議選の所属候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説をすることができます。

イ　さらに、同じく従たる範囲内で候補者自身、自己の選挙運動のための演説をすることもできます。

街頭政談演説

街頭政談演説とは、政策の普及宣伝及び演説の周知のために使用を認められた政治活動用自動車の停止した車上及びその周囲において行われる政談演説をいい、次の範囲内で行うことができます。

(1) 開催時間

街頭政談演説は、午前８時から午後８時までの間に限り開催できます（法 201 の 12①）。

回数についての制限はありませんが、必ず使用を認められた政治活動用自動車の停止した車上又はその周囲で行われなければなりません（法 201 の 8①Ⅱ）。

(2) その他の制限

演説内容については、政談演説会の場合と同様です。（法 201 の 11①）ただし、学校、病院、診療所その他療養所の周辺では、静穏の保持に努め、授業、診療、療養等の妨げにならないように注意してください。また、同一の場所での長時間にわたる演説もさけるように努めてください（法 201 の 12③）。

政治活動用自動車の使用

政治活動用自動車とは、確認団体がその政策の普及宣伝（機関紙誌の普及宣伝を含む。）及び演説の告知のために使用することができる自動車をいい、次により使用できます。

(1) 使用台数

台数は、確認団体の本部、支部を通じて１台のほか、所属候補者が３人を超える場合はその超える数が５人を増すごとにさらに１台ずつ認められます。この場合、車種、乗車人員については、別段の制限はありませんが、道路交通法の規制は受けます（法 201 の 8①Ⅲ）。

(2) 表示物の掲示

政治活動用自動車には、都選管から交付された表示物を、自動車の前面その他外部から見やすい箇所に、その使用中常時掲示しておかなければなりません（法 201 の 11③、程 85②）。

拡声機の使用

確認団体が、その政策の普及宣伝（機関紙誌の普及宣伝を含む。）及び演説の告知のために使用する拡声機は、次の場所に限ってその使用が許されています（法 201 の 8①Ⅲの２）。

① 政談演説会の会場

② 街頭政談演説（政談演説を含む。）の場所

③ 政治活動用自動車の車上

政治活動用ポスターの掲示

ポスターは、次の方法により掲示できます（法 201 の 8①Ⅳ）。

(1) 規　　格

長さ８５ｃｍ×幅６０ｃｍ以内

(2) 枚　　数

選挙区ごとに１００枚以内、ただし、選挙区の所属候補者数が１人を超えるときは１人ごとに５０枚を加えた数

(3) 記載内容

ア　記載内容は、純然たる政治活動のほか、所属候補者の選挙運動に及ぶ内容をも記載することができます。ただし、当該選挙区の特定の候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を記載することはできません（法 201 の 8②）。

イ　ポスターには、その表面に確認団体の名称並びに掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載することが必要です（法 201 の 11⑤）。

(4) 証紙の貼付

ポスターは、都選管の交付する選挙区ごとに表示した証紙を貼らなければ掲示することはできません（法 201 の 11④、規 87①）。

(5) ポスター掲示箇所

ポスターを掲示できる区域は、それぞれ証紙に表示された選挙区に限られます。

また、このポスターは、国、地方公共団体の所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者が管理する投票記載場所には、貼ることができません。

橋、電柱等に貼ることは、管理者の承諾如何によりますが、ほとんどの場合許可されないのでご注意ください。

なお、公共のグリーンベルトや街路樹マス等に、プラカード式の掲示（ベニヤ板等にポスターを貼り、これに支柱をつけて行う方法）を行うこともできません。

これ以外の建物や工作物にはどこでも貼れますが、その場合でも、その建物や工作物の居住者、居住者がない場合には管理者、管理者がない場合は所有者の承諾が必要です。無断で貼った場合は撤去されます（法201の11⑥、法145準用）。

(6) ポスターの撤去

政治活動用ポスターは、投票日当日も掲示しておけますが、所属候補者の選挙運動のために使用したポスターについては、選挙期日後速やかに撤去しなければなりません（法201の11⑦で準用する法143⑥、法178の2）。

立札・看板の類の掲示

立札・看板の類は、次の方法により掲示できます（法201の8①Ⅴ）。

(1) 立札・看板の定義

「立札」とは、一般にその構造上独立して立てかけられるものをいい、

「看板」とは、施設、物件等に固定的にとりつけられたものをいいます。ただし、のぼり旗、横断幕、垂れ幕等も立札・看板の類とみなされます。

(2) 掲示できるもの

ア　政談演説会告知用のもの及びその会場内で使用するもの

イ　政治活動用自動車に取り付けて使用するもの

(3) 規格、枚数の制限

規格についての制限はありませんが、政談演説会告知用の立札及び看板の類（以下、本項において「看板」という。）の数は、一の政談演説ごとに、５枚以内に限られます。

(4) 表　　示

看板を掲示する場合は、都選管が交付する証紙を看板の見やすい箇所に表示しなければなりません（法 201 の 11⑧、程 88②）。

(5) 記載内容

記載内容は、政治活動のためのものに限られ、ポスターと異なり所属候補者の選挙運動のために使用することはできません。また、いかなる名義をもってするを問わず、当該選挙区の特定の候補者の氏名又は氏名が類推される事項を記載することはできません（法 201 の 13①Ⅱ）。

なお、看板の表面に、掲示責任者の氏名及び住所を記載することが必要です（法 201 の 11⑨）。

(6) 掲示箇所

掲示箇所は、ポスターの掲示箇所と同様の制限があります（法 201 の 11⑥）。ただし、看板は、政談演説会の開催当日にその会場内及び会場前に掲示することができます。

また、公園、広場、緑地及び道路にも掲示することができます（則 31 の 3②）。これらの場合も管理者等の承諾を得なければなりません。

(7) 撤　　去

看板等は、政治活動用自動車の使用をやめた時、又は政談演説会が終了したときは、直ちに撤去しなければなりません（法 201 の 11⑩）。

ビラの頒布

ビラは、次の方法により頒布できます（法 201 の 8①Ⅵ）。

(1) ビラの定義

ビラとは、概ね一定の宣伝目的をもって作成され、不特定又は多数の人に無償で頒布する文書図画であって、綴られていない１枚刷りのものをいいます。

(2) 種類と枚数

都選管に届け出たもの２種類以内に限り認められます。枚数については制限がありません。

(3) 記載内容

記載内容は、政治活動用ポスターと同様、純然たる政治活動のほか、所属候補者の選挙運動に及ぶ内容をも記載することができます。ただし、当該選挙区の特定の候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を記載することはできません（法 201 の 8②）。

なお、ビラの表面には、確認団体の名称、選挙の種類及び公職選挙法の規定によるビラである旨を表示する記号を記載することが必要です（法 201 の 11⑤）。

(4) 国、地方公共団体の建物における頒布の禁止

国、地方公共団体が所有し又は管理する建物においては、ビラの頒布が禁止されています。しかし、公共の建物を使用して行う政談演説会の会場においては頒布することができます（法 201 の 13①）。

連呼行為

連呼行為は、次の方法により行うことができます。

連呼行為とは、同一内容の短い文言を連続して繰り返し呼称することをいいます。政治団体が行う政治活動のための連呼行為は、選挙期間中は禁止されますが、確認団体についてだけその例外として次の場合に限り行うことができます（法 201 の 13①）。

(1) 連呼行為のできる範囲

ア　政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所においてする場合

イ　午前８時から午後８時までの間に限り、宣伝、告知のための政治活動用自動車の上において運行中又は停止中に行う場合

(2) 連呼行為の制限等

学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏保持に努め、授業、診療、療養等の妨げにならないよう注意してください（法 201 の 13②）。

このほか、連呼行為の内容は、純粋な政治活動に限られ、選挙運動にわたる内容の連呼は許されないので注意を要します。

機関紙誌の発行

選挙に関する報道、評論を掲載できる機関紙誌は、次の方法により発行できます（法 201 の 15）。

(1) 機関紙誌の定義

機関紙誌とは、政治団体が主としてその主義、施策を宣伝し、周知させるために発行する新聞紙又は雑誌をいいます。

都議選の期間中は、一定の要件を備えた機関紙誌、いわゆる届出機関紙誌でなければ、その選挙に関する報道及び評論を掲載することができません。

(2) 機関紙誌の要件

都議選における届出機関紙誌とは、次のアからエまでの各要件を備えたものをいいます。

ア　都議選において、確認団体となった政治団体の本部において直接発行するもの（号外、臨時号、増刊号等、臨時に発行するものを除く。）

イ　通常の方法で頒布するもの（ただし、引き続いて発行されている期間が６か月に満たないものについては、政談演説会の会場以外では頒布することはできません。また、雑誌については、政談演説会の会場頒布が通常の方法である場合に限られます。）

ウ　ア及びイの要件を備え、あらかじめ都選管に届け出たもの

エ　機関紙誌、機関雑誌各１種類に限る

第５　確認団体によるインターネットの使用

電子メールを利用した選挙運動用文書図画の頒布

電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画を頒布することは、候補者と確認団体に限り認められており、これ以外の者は一切禁止されています。

送信先の制限

選挙運動用電子メールの送信先には、一定の制限があります。具体的には、選挙運動用電子メール送信者に対し電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、次のいずれかの条件を満たした送信先に限られます(法 142 の 4②)。

(1) 選挙運動用電子メールの送信を求め、同意した者

(2) 政治活動用電子メール（普段から発行しているメールマガジン等）の継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかったもの

また、選挙運動用電子メールを上記の者に送信する場合であっても、(1)の者にあっては、その者が自ら通知を受けた電子メールアドレス、(2)の者にあっては、政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知がされた電子メールアドレス以外の電子メールアドレスに限定されます。

表示義務

選挙運動用電子メールで送信される文書図画には、次の事項を正しく表示する必要があります（法 142 の 4⑦)。

(1) 選挙運動用電子メールである旨

(2) 選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称

(3) 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨

(4) 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレス、返信用フォームのＵＲＬ等

記録保存義務

選挙運動用電子メール送信者には、次のとおり一定の記録の保存が義務付けられます（法 142 の 4⑤)。

(1) 選挙運動用電子メール送信の求め・同意をした者に対し送信する場合

ア　受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと

イ　選挙運動用電子メールの送信の求め・同意があったこと

(2) 政治活動用電子メールの継続的な受信者に対し送信する場合

ア　受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと

イ　継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること

ウ　選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと

選挙運動用有料インターネット広告の禁止等

選挙運動のための有料インターネット広告は禁止されています。

しかし、確認団体に限り、選挙運動期間中、当該確認団体の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクさせる機能を有する政治活動用広告（バナー）を、有料でネット上に頒布する文書図画に掲載させることができます（法 142 の 6④)。

予算書の様式例　　（参考）

予　　算　　書

（１）　政党その他の政治団体名　　○　○　党

（２）　期　　間　　令和７年１月１日～令和７年１２月３１日

（３）　収入の部

（区　　分）	（金　　額）
繰　　越　　金	円
寄　　附　　金	円
党費（会費）	円
事　業　収　入	円
雑　　収　　入	円
計	円

（４）　支出の部

（区　　分）	（金　　額）
組織活動費	円
選挙関係費	円
機関紙誌発行事業費	円
宣伝事業費	円
調査研究費	円
寄附・交付金	円
人　　件　　費	円
事務所費その他の経常経費	円
その他の経費	円
計	円
収支差引残高	円

（注）この様式中に掲げた費目は、参考までに列挙したもので、これに拘束されることはありません。

都議会議員選挙における政治活動の概要（確認団体制度）　（参考）

種　類		内　容	根拠法令
確認団体の要件		・都内を通じて３人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体	法201の８①
政策普及宣伝（機関紙誌・書籍・パンフレットの普及宣伝を含む）、演説告知用自動車の使用（船舶不可）	使用台数	・１台（都選管の表示物掲出） ・所属候補者が３人を超える場合、５人増ごとに１台増	法201の８①Ⅲ, Ⅴロ 201の11③ 201の13①Ⅱ 都規程85
	立札・看板の類	・取り付けて使用可（設備外積載の許可） ・候補者の氏名、氏名類推事項の記載禁止 ・規格、数量の制限なし	
	車種・乗車人数	・制限なし	
政策普及宣伝（機関紙誌・書籍・パンフレットの普及宣伝含む）、演説告知用拡声機の使用		・政談演説会の会場、街頭政談演説（政談演説を含む）の場所、政治活動用自動車上に限り使用可（これらの場所における使用数の制限なし）	法201の８①Ⅲの２
ビラの頒布	規格・数量	・都選管に届け出たもの２種類以内（規格・数量の制限なし） ・散布禁止	法201の８①Ⅵ, ② 201の11⑤ 都規程91
	記載内容	・表面に、政党その他の政治団体の名称、選挙の種類及び政治活動用ビラである旨を表示する記号の表示 ・所属候補者の選挙運動にも使用可（候補者の氏名、氏名類推事項の記載禁止）	
ポスターの掲出	規格・数量	・長さ８５㎝×幅６０㎝以内 ・１選挙区ごとに１００枚（都選管の証紙貼付） ※当該選挙区の候補者数が１人増ごとに５０枚増 ・国、地方公共団体が所有、管理する建物、（公営住宅等を除く）への掲出禁止	法201の８①Ⅳ, ② 201の11④⑤⑥⑦ 都規程87
	記載内容	・表面に、政党その他の政治団体の名称、掲示責任者並びに印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所の表示 ・所属候補者の選挙運動にも使用可（候補者の氏名、氏名類推事項の記載禁止）	
政談演説会	回数等	・所属候補者数×４回 ・都選管に事前届出 ・所属候補者の選挙運動のための演説も可	法201の８①Ⅰ 201の11①② 令129の５② 都規程88①
	立札・看板の類（政党等の本部・支部事務所での掲示を除く）	・一の政談演説会ごとに通じて５以内（都選管の表示物を表示、規格制限なし） ・会場内は、規格、数量の制限なし（候補者の氏名、氏名類推事項の記載禁止） ・表面に、掲示責任者の氏名及び住所を表示	法201の８①Ⅴ 201の11⑧⑨ 201の13①Ⅱ 都規程88②
街頭政談演説		・停車中の政治活動用自動車の車上及びその周囲 ・午前８時から午後８時まで ・所属候補者の選挙運動のための演説も可（人数、回数の制限なし）	法201の８①Ⅱ 201の11① 201の12①
連呼行為		・政談演説会場 ・午前８時から午後８時の間で、街頭政談演説の場所及び政治活動用自動車上	法201の13①Ⅰ
頒布又は掲示する文書図画への候補者氏名又は氏名類推事項の記載禁止		・新聞紙、雑誌を除き、頒布又は掲示する文書図画へ候補者氏名又は氏名類推事項を記載することは一切禁止 ※本表中の立札・看板類、ビラ、ポスターについても同様	法201の13①Ⅱ
特定建物での文書図画頒布禁止		・国、地方公共団体が所有、管理する建物、（公営住宅等を除く）で、文書図画（新聞紙、雑誌を除く）を頒布（郵便、新聞折込を除く）することは禁止	法201の13①Ⅲ
機関紙誌による都議選に関する報道・評論		・都選管に届け出た機関新聞紙、機関雑誌　各１ ・通常の方法（告示前６か月間に行われていた平常の方法で、臨時又は特別の方法は含まない）で頒布可 ・発行期間が６か月未満のものは、政談演説会場のみでの頒布可（機関雑誌については政談演説会場での頒布が「通常の方法」の場合のみ可） ・都選管が指定した場所（政党等の本部・支部等の事務所で、掲示を常例にしている場所）に掲示可 ・号外、臨時号、増刊号その他臨時に発行するものへの当該都議選に関する報道・評論の掲載禁止 ・選挙に関しない場合についても、候補者の氏名、氏名類推事項の掲載禁止	法201の15 （法148） 都規程41

（参　考）　掲示又は頒布できる文書図画への必要記載事項

ポスター記載事項

政治団体名	
掲示責任者の氏名	
同住所	
印刷者の氏名	
同住所	

立札・看板類記載事項

掲示責任者の氏名	
掲示責任者の住所	

ビラ記載事項

政治団体名	
選挙の種類	
届出記号	法定ビラ○

（注）○の中に数字の１又は２を入れる。

届　出　用　紙

政 治 団 体 確 認 申 請 書

令和７年６月 22 日執行の東京都議会議員選挙において、本団体が、公職選挙法第 201 条の８第１項ただし書の規定の適用を受ける政治団体であることを下記により確認願いたく、ここに申請します。

令和７年　　月　　日

政治団体名

（本部の名称）

事　務　所

所　在　地

代表者氏名

東京都選挙管理委員会委員長　殿

記

１　所属候補者数　　人（令和７年　　月　　日現在）

２　所属候補者氏名等　　別紙のとおり

３　綱領、規約、役員名簿、最近の予算書（別紙のとおり）、政治資金規正法第６条の規定による届出書の写し

備考

１　選挙の告示日現在、国会に議席を有している政党は、綱領、規約、役員名簿、最近の予算書及び政治資金規正法第６条の規定による届出書の写しの提出は必要ありません。

２　政治団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別　　紙

番　号	候　補　者　氏　名	選　挙　区
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

別　　紙

番　号	候 補 者 氏 名	選　挙　区

見　本

第　　号

政 治 団 体 確 認 書

1　選 挙 の 種 類　　令和７年６月 22 日執行
　　東 京 都 議 会 議 員 選 挙

2　政 治 団 体 名

3　事 務 所 所 在 地

4　代 表 者 氏 名

5　所 属 候 補 者 数

上記の団体は、公職選挙法第 201 条の８第１項ただし書の規定の適用を受ける政治団体であることを確認する。

令和７年　　月　　日

東京都選挙管理委員会　　印

令和７年　　月　　日

東京都選挙管理委員会委員長　殿

政治団体名

代表者氏名

政 治 活 動 用 ビ ラ 届 出 書

下記のとおり公職選挙法第 201 条の８の規定により届け出ます。

記

選　挙　名	令和７年６月 22 日執行　東 京 都 議 会 議 員 選 挙		
	名　　称	記　号	規　　格 （縦ｃｍ×横ｃｍ）
1			
2			

注意

1　ビラの種類ごとに、見本１枚を添付してください。

2　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

令和７年　　月　　日

東京都選挙管理委員会委員長　殿

政治団体名

代表者氏名

政治活動用自動車表示物交付申請書兼受領書

下記のとおり申請し、表示物を受領しました。

記

選　　挙　　名	令和７年６月 22 日執行 東 京 都 議 会 議 員 選 挙
所 属 候 補 者 数	
申　請　枚　数	

注意　政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

政治活動用ポスター証紙交付申請書
（ 兼 受 領 書 ）

１　選　挙　名　　令和７年６月 22 日執行　東京都議会議員選挙

２　証 紙 枚 数

計　　（記号　　のもの）

内訳　別紙のとおり

上記のとおり受領しました。

令和７年　　月　　日

政治団体名

代　表　者

東京都選挙管理委員会委員長　殿

注意

１　ポスターの種類ごとに、見本１枚を添付してください。

２　政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別 紙

選挙区名	候補者数	証紙発行枚数（枚）	選挙区名	候補者数	証紙発行枚数（枚）
千代田区			八王子市		
中央区			立川市		
港区			武蔵野市		
新宿区			三鷹市		
文京区			青梅市		
台東区			府中市		
墨田区			昭島市		
江東区			町田市		
品川区			小金井市		
目黒区			小平市		
大田区			日野市		
世田谷区			西東京市		
渋谷区			西多摩		
中野区			南多摩		
杉並区			北多摩第一		
豊島区			北多摩第二		
北区			北多摩第三		
荒川区			北多摩第四		
板橋区			島部		
練馬区					
足立区					
葛飾区					
江戸川区					

令和７年　　月　　日

東京都選挙管理委員会委員長　殿

政治団体名

代表者氏名

政治団体の機関紙誌届出書

下記のとおり公職選挙法第 201 条の 15 第１項の規定により届け出ます。

記

選挙名	令和７年６月 22 日執行　東京都議会議員選挙	
区分	新聞紙	雑誌
名称		
編集人氏名		
発行人氏名		
創刊年月日		
発行方法		
発行期間		

注意

１　「発行期間」とは「引き続いて発行されている期間」をいいます。

２　新聞紙、雑誌とも、見本として最新号を各１部添付してください。

３　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

見　本

令和７年　　月　　日

東京都選挙管理委員会委員長　殿

政治団体名

代表者氏名

政 談 演 説 会 開 催 届 出 書

公職選挙法第 201 条の 11 第２項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

選　　挙　　名	令和７年６月 22 日執行　東京都議会議員選挙
開　催　日　時	令和７年　　月　　日午 前・後　　時　　分から
使用施設の名称	
使用施設の所在地	

政談演説会開催届出書交付番号　　第　　号

東京都選挙管理委員会　　印

①　この届は、政談演説会を開催する前に提出しなければなりません。
②　届出先は、東京都選挙管理委員会です。
③　届出の際、施設の使用許可書（当該政治団体政談演説会名義のもの）を提示してください。
④　届出を受理した後に「政談演説会開催告知用証紙」（立札・看板用）５枚を交付します。

備考　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

令和６年度
登録第 46 号

令和７年執行
東 京 都 議 会 議 員 選 挙
確 認 団 体 の 手 引

令和７年４月発行
編集発行　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都選挙管理委員会
印　　刷　千葉県千葉市稲毛区山王町 102−5
株式会社　白樺写真工芸

リサイクル適性Ⓑ
この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。
R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています